

墨田区議会議会改革検討委員会記録

平成28年1月14日

墨 田 区 議 会

墨田区議会議会改革検討委員会記録

1 開会、閉会について

平成28年1月14日午前10時00分、各派交渉会室において開会し、午前11時00分閉会した。

2 出席委員氏名

| | | |
|----------|-----------|----------|
| 沖山 仁 君 | 加納 進 君 | 高柳 東彦 君 |
| はら つとむ 君 | 西村 孝幸 君 | とも 宣子 君 |
| 中沢 えみり 君 | 加藤 拓 君 | 堀 よしあき 君 |
| 大瀬 康介 君 | 渋田 ちしゅう 君 | 佐藤 篤 君 |

3 欠席委員氏名

井上 ノエミ 君

4 オブザーバー

| | |
|---------|----------|
| 議 長 | 副議長 |
| 樋口 敏郎 君 | 福田 はるみ 君 |

5 報告事項

(1) 第1回検討委員会における協議内容について

昨年12月2日の第1回検討委員会における協議内容について、12月10日に開会された各派交渉会において協議されたので、事務局長から説明があった。

6 協議事項

(1) 墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱（案）について

要綱（案）について、事務局長から説明した後、「会議の公開」に関する部分を除き、一応了承することとした。

(2) 検討委員会における検討事項について

委員会の公開の要否・手法を中心に、順次、各会派の意見を開陳願ったところ、会議録の公開については、各委員の合意が得られたため、協議の結果、「墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱（案）」の第11条に新たに「2 前項の記録は、区議会ホームページ等に掲載し、情報提供する。」規定を設けた。併せて、協議内容に基づき検討結果をとりまとめ、議長に報告することとした。

（3）次回の協議事項について

本日の検討内容について、2月10日の各派交渉会に報告し、改めて検討事項の協議をすることとした。

（4）次回の開会日時について

次回は、2月15日（月）午後1時から開会することとした。

会議の概要は、次のとおりである。

午前10時00分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから、第2回議会改革検討委員会を開会いたします。

本日、井上委員は所用のために欠席する旨の連絡がありましたので、ご承知おき願います。

それでは、はじめに報告事項を申し上げます。

昨年12月2日の第1回検討委員会における協議内容について、12月10日に開会された各派交渉会において協議されましたので、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

12月10日の各派交渉会におきまして報告した内容についてご説明をするとともに、併せて当日の協議状況についてもご報告をさせていただきます。

まず、前回の本委員会の協議内容についてでございますが、別紙資料「議会改革検討委員会における検討事項について（報告）」をご覧ください。

当日の委員会におきまして、本委員会における協議内容については、適宜、各派交渉会に報告するということが了承されました。特に、当日追加要望のあった検討事項については、同様の取りまとめがなされました。この資料は、こうしたことを受けまして、当日の各派交渉会に提出したものでございます。この資料に基づいて、私から項目ごとに説明をさせていただきます。

1番から3番については、記載のとおりでございます。12月2日に第1回目の検討委員会が開催され、各派交渉会で候補者としてあらかじめ了承されておりました沖山委員が座長に、また加納委員が副座長にそれぞれ選任されたことを報告いたしました。

4番の協議結果についてでございます。

本委員会における検討事項につきましては、この資料の裏面に記載のとおり、各派交渉会において決定をされております。その決定事項に加えまして、当日の委員会において追加要望が出された主な検討事項を取りまとめたものでございます。

まず、（1）検討委員会の公開についてでございます。

前回の本委員会における協議の中では、区民に開かれた議会、手続の透明性等の観点から、検討委員会を公開すべきであり、まずはこの点から議論を進めるべきであるとの意見でまとまりました。

これによりまして、アからエにあるとおり、公開に関する手続、そして設置要綱等の整備が必要であるとの提案がございました。オは、一層開かれた議会への道筋を考えていく場合には、特別委員会を設置して議論をしていくことが必要ではないかとのご提案がございました。

次に、（2）その他でございます。

主な提案事項といたしまして、アからオの5つにまとめて、検討委員会で出された意見や理由など、個別具体的に説明をいたしました。

アは、参考人や公述人などに対する日当が5,000円と定められているわけですが、この額について、政策立案機能の強化という観点から、条例の改正も含めた検討が必要ではないかというご提案でございます。

イは、図書館法で地方議会における図書室や公共図書館との連携が位置付けられていることから、その検討についてのご提案がございました。

ウは、伊万里市議会の例を参考に提案があったものでございますが、委員会で議員が質問、提案したことについての理事者の答弁がしっかりと形になって執行されているのか、議会のホームページ情報を掲載するなど、監視機能を強化するというものでございます。

エは、区長提案された案件について常任委員会における質疑状況を映像配信してはどうかというもので、開かれた区議会という観点からの提案でございます。

最後に、オでございますけれども、第3回定例会と第4回定例会におきまして、産業都市委員会への付託議案がなかったことに起因するものでございます。これにつきましては、所管の割振りも含めまして、全体的な委員会のあり方を検討するという会を設ける必要があるとのご提案がございました。

なお、本件につきましては、既に11月20日の各派交渉会で、高柳委員から同様の理由により所管事項等について検討する必要があるとの意見が出されまして、各会派に持ち帰り協議することとなっているものでございます。

以上の報告をした上で、私から、特に次の2点についてご協議をしていただきたい旨のお願いをいたしました。

1点目は、（1）検討委員会の公開、特に、オ、議会改革の特別委員会の設置について、検討委員会での協議にそのまま委ねるのか、それとも各派交渉会で検討をするのかということ。そして、2点目として、（2）追加要望のあった検討事項について、このまま検討委員会の中で協議を続けていいのか、それともその中の一部については各派交渉会の協議事項とするかということについてでございます。

以上の内容をご説明した後に、協議に入ったわけですが、各委員からは、さまざまな意見が出ました。

当日の各派交渉会の結論でございますが、「この報告内容について、各会派に持ち帰って検討してもらって、その内容を踏まえて2回目の委員会の冒頭で意見をもらい議論をしたらどうか」との意見が出され、議長の仕切りといたしましては「会派内で十分検討していただいて、検討委員会の中で反映をさせていただきたい」という取りまとめとなったものでございます。

座長（沖山 仁君）

以上で、報告事項を終わります。

座長（沖山 仁君）

続いて、協議事項に入ります。

まず、本委員会の設置及び運営に関する要綱（案）について、ご協議を願います。

事務局から（案）が提示されておりますので、その内容について事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

前回の本委員会におきまして、会議を進めるに当たりまして本委員会の設置要綱等の整備が必要であるとのご意見がございました。

事務局におきましても、今後、本委員会におきまして本格的な議論をしていただくに当たって、まずはその前提として、本委員会の運営方法についてお決めいただいた方がよろしいのではないかと考えております。併せて、本委員会の設置の考え方につきましても、改めて取りまとめをさせていただきますので、ご説明をさせていただきます。

なお、条文の構成や字句等につきましては、本区議会の会議規則及び委員会条例を引用したほか、他の議会の同様の要綱等を参考にしております。

順次、ご説明をいたします。

まず、第1条から第3条までの規定は、本委員会を今期設置するに当たりまして、既に各派交渉会の場で決定をしている内容について、改めて定めたものでございます。

第1条は設置規定でございます。設置の目的として、区民に対してより開かれた区議会ということと、議会活動の一層の活性化を図るための具体的な方策を検討するというところで、設置をするというものでございます。

第2条は、検討事項でございます。検討委員会は、議長の求めに応じて協議をし、その結果を議長に報告をする。第2項といたしまして、議長は検討委員会からの報告について各派交渉会に諮り、実施するというものでございます。

第3条は、本委員会の構成でございます。会派から選出された議員及び会派に所属しない議員をもって構成する。第2項といたしまして、会派から選出する委員の割当数は、所属議員3人につき1人とする。ただし、小数点以下の端数については四捨五入するというものです。第3項、議長及び副議長は、オブザーバーとして出席をするというものでございます。

第4条以降が本委員会の運営に関する規定でございます。

第4条は、座長及び副座長に関する規定でございます。第1項は、座長及び副座長を置くという規定、第2項といたしまして、委員の中から互選をする。第3項は、座長については、議事を整理し、秩序を保持する。第4項、副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、座長が欠けた場合の職務を行うというものです。第5項、座長及び副座長ともに事故があるときは、年長の委員が座長の職務を行う規定でございます。

第5条は、座長及び副座長がともにないときについては、議長が検討委員会の招集日及び

場所を定めて、座長の互選を行わせるということ、それから、第2項といたしまして、前項の互選に関する職務は、議長が行うものです。

第6条は、招集の規定でございます。座長が招集をすることとしております。

第7条は、定足数でございます。第1項は、半数以上の委員が出席をしなければ会議を開くことができないということ、第2項が、委員が会議に出席できないときは、あらかじめ座長の許可を得て、代理の者（当該委員と同じ会派の所属議員に限る）を出席させることができるとしてございます。

第8条は表決でございます。第1項、検討委員会の議事は、全会一致を原則とする。ただし、座長がやむを得ない事情があると認める場合は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによるとしてございます。第2項は、前項の場合においては、座長は、委員として採決に加わることができないとしてございます。

第9条は意見の聴取でございます。必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるとしてございます。

第10条は、委員以外の議員が傍聴をすることができるとしてございます。

第11条は記録でございます。座長は、職員をして必要な記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならないとしてございます。

第12条、補則でございます。この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等について必要な事項は、座長が会議に諮って定めるとしてございます。

なお、会議の公開に関しては、まだ結論が出ておりませんので、定めを設けておりません。仮に何らかの形で会議の公開をするということになれば、追記をする必要があると考えております。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明について、何か、ご質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの事務局案につきましては、「会議の公開」に関する部分を除き、一応了承することといたします。

座長（沖山 仁君）

次に、本委員会における検討事項についてですが、委員会の公開の要否・手法を中心に、順次、各会派からの意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

自民党会派といたしましては、検討委員会の公開については会議録を作成して、会議録を公開するというので一致いたしました。また、議会改革特別委員会の設置については、この議会改革検討委員会での議論が深まってから設置するというので、これからのこの委員会の協議の内容いかんによって検討するというので一致しました。

（2）その他についてですけれども、アの費用弁償条例の改正については改正したほうがよいであろうということと、イの議会図書室のあり方については、図書館条例の改正などを行ったほうがいいのではないかとということで会派の意見として一致しました。

また、ウの監視機関としての機能強化とエの常任委員会委員会の映像配信に関しては、まだ会派として少し研究が必要なのではないかとということでございます。また、オの産業都市委員会の所管を含めた全体的な委員会のあり方については、各派交渉会で検討するというので会派としてまとめました。

委員（とも宣子君）

会議の公開については、開かれた議会を目指すための会議なので、公開が前提であると考えてはいるんですけれども、タブレット端末の問題や委員会における傍聴議員の写真撮影など、細かい内容もあるので、検討項目についてまだ整理できていない現在の状況において、直ちに会議を公開する必要はどうかという意見があります。

公開を含め、検討する項目を整理して、これについては議会改革検討委員会で行う、また各派交渉会あるいは代表者会議などで議論するというように、きちんと整理をして、その上で公開についての是非、手法、時期などを判断しても遅くはないと考えています。

委員（加納 進君）

補足させていただきますけれども、会議の公開については今の考え方です。

（2）その他については、本委員会で検討するのか、各派交渉会で検討するのか、そのこと自体が決まっていないうです。ですから、この場で各会派の皆さんの意見開陳をして、皆さんで協議をしてという段階にはまずないということです。各派交渉会で検討項目について整理、仕分けをしてもらいたいというのが公明党会派としての見解です。

現段階において正式に決まっているのは、資料の裏面に記載のある項目についてしか、この検討委員会では議論できないという状態ではないのかなと思います。

公明党としては、会議の全部公開、議会改革の特別委員会設置、あるいは（2）その他のアからオの5項目についても、本委員会で議論するべきだという見解です。

委員（高柳東彦君）

会議の公開については、これはもう当たり前のことですから、実施していくべきだと思います。公開の方法については、全面的に傍聴も認めて、議事録も作成して公開する、あるいは会議の映像も配信すると、どこまでやるのかというのは、全体の合意が必要だと思いますけれども、基本的には全面的に公開していく方向で検討すべきだと思っています。

ただ、ほかの委員会との整合性を考えなければいけないんでしょから、この会議だけ何か突出した形で公開して、例えば各派交渉会は今のままでいいのか、あるいは常任委員会も映像配信しなくていいのかという話になってきますから、全体のバランスもとりながら進めていく必要があると思っています。

先ほど加藤委員が言われたように、まずは会議録をきちっと作成して、それは公開すべきということについては、私も始めていくべきであると思っています。

議会改革の特別委員会設置についてなんですが、この間、区の賀詞交換会だとか、あるいは成人式での議長のあいさつの中で、「議会改革を進めています」「議会改革検討委員会を開いています」ということを言及されています。

議会としてもこの問題を重視して取り組んでいるということは、もう区民との関係では公約になっていますから、そういった点では、私はきちんとした形で取り組むべきだと思っていますので、直ちには無理としても、早い時期に特別委員会を立ち上げて、そこで何を議論するのかということも整理をして、進めていくべきだと思っています。

その他の問題については、それぞれ大事な問題だと思いますから、加納副座長が言われたように、各派交渉会が中心で検討して結論を出すのか、この場が中心になって結論を出すのかということだけ整理されればいいと思います。

委員（西村孝幸君）

各委員のお話と基本的には同じ方向性ですけれども、まず、開かれた議会ということで、方向性としては公開ということで間違いはないと思います。第17期の検討委員会では、報告書を出していますので、前回よりもまた一步踏み込んだ形の公開ということまではいけるとしています。

一方で、高柳委員からもお話があったように、ほかの会議体との整合性はどとるのかというのは、私たちも考えているところです。そういった意味では、皆さんがまず合意できるところから一歩ずつ進んでいく。やはり合意形成を積み重ねていくような方法が、議会改革は大事なのではないかなと思います。少数会派の皆さんも入っていらっしゃるということですから、そういったところで合意できるところを積み上げて、一歩ずつ公開についても積み上げていくのがよいのではないかと考えています。

公開できるものはどんどん公開していけばいいと思いますが、全体のバランスを見ながら進める必要があると考えています。

次に、（2）その他ですけれども、アの費用弁償条例については個別具体的な課題だと考

えておりまして、これについては、議論がしやすいテーマだと思います。本検討委員会で議論できるものなのであれば、この会議体の中で一定の結論を出して、各派交渉会で決定した方がいかなと考えております。

また、イの議会図書室のあり方、ウの監視機関としての機能強化、エの常任委員会の映像配信については、本検討委員会で検討するのか、各派交渉会で検討するのかということについて、その仕切りが明確になった中で意思決定をする会議体の中で議論を進めていければと思います。もちろんこの会議体で検討するという事になれば、皆さんとともに議論していきたいと考えています。

オの産業都市委員会の所管を含めた全体的な委員会のあり方については、最近の委員会の議論を通じて、喫緊の課題の一つと考えています。産業都市委員会ということがここには書かれていますけれども、常任委員会と特別委員会のあり方という部分で、大きな課題であると受け止めています。

委員（堀よしあき君）

民主党の会派の意見を申し述べさせていただきます。

会議の公開については、皆さんと同様に積極的に公開すべきだと思います。ただ、ほかの委員会との整合性もあると思いますので、その調整は、この検討委員会で議論していくのがベストだと思います。

オの議会改革の特別委員会設置については、前向きに検討したいとは思っていますが、特別委員会を設置して中身の無いものになっても仕方がないので、本検討委員会で慎重に議論していくべきだと思います。

(2)のその他は、各派交渉会で議論するのか、本検討委員会で議論するのかという問題がまずあると思います。項目としては前向きに検討するべきものが多いと感じておりますので、まずはどちらの会議体で議論していくのかということを決めていただいて、検討していきたいと思います。

委員（大瀬康介君）

墨田オンブズマンからは、議会改革検討委員会がつけられた経緯が、区民の皆さんが区議会というものを知らないで、何をやっているか分からない。そして疑念があって、自分たちの意思に反することをどんどん賛成多数で決められてしまうといった不満から、議会離れがどんどん進んできてしまって、それをもとに戻そうじゃないかということから始まったと思います。

それを考えますと、やはり積極的に会議は公開すべきですし、議会改革検討委員会の設置運営に関する要綱（案）の第1条に、「区民に対してより開かれた区議会報告とする」ということが目標として掲げられている以上、積極的に推進することが必要だと思います。また、区長が年頭のあいさつでもあったように、議会改革を重要視していると、今まで山崎区長を

はじめ、官僚出身の区長がずっとなってきた、やっと民間から出てきた区長になって、ここで区民に対して、こういうふうに議会は変わりましたよということをアピールするためにも、積極的に公開すべきです。

そして、映像配信も関わるところでありまして、区民の皆さんが区議会でどういうことが行われているか、知るチャンスをできるだけ増やすためにも公開をすべきだと思います。

会議録の公開はもちろんですが、区民の傍聴の権利についても要綱規定すべきです。

議会改革検討委員会の設置については、まず当委員会があります。そして、各派交渉会があって、更に議会改革特別委員会を設置するとすると、これは3つの論議がばらばらにされるということで非効率的であり、これはよくないことだと思います。特別委員会は設置しないで、できれば当検討委員会、少なくとも各派交渉会どまりにすべきだと思います。

費用弁償条例の改正については、これは積極的に行うべきだと思います。より開かれた区議会のためには、いろいろな方のご意見を聞くというのはもちろんだと思います。

次に、議会図書室のあり方ですが、法律系の図書がそろっていないということがあり、以前、建築基準法の関係図書を借りようと思ったらなくて、結局自分で買わざるを得なかった状況がありました。図書類が充実されていないし、そしてまた利用もされていない状況です。

過去の議事録を区民がいつでも見ることができるためにも、やはり開かれるべきだと思います。

監視機関としての機能強化については、区議会議員の仕事自体が行政を監視して、より官僚主導から区民のほうに見方を変えていく。そうした監視が非常に重要なので、これはやはりどんどん強化すべきだと思います。

常任委員会の映像配信につきましても、これは積極的に推進すべきだと思います。そして、産業都市委員会の所管を含めた全体的な委員会の考え方ということですが、一番突出してだめなのが産業都市委員会で中身がないんです。

区内産業の育成、あるいはさらに伸ばしていくという観点から見ていくと、産業都市委員会を他の委員会と統合できるような、そんな生易しいものではないんです。

墨田区の中で生活していらっしゃる事業者の方々は、墨田区について高い関心を持っています。「自分たちのために、墨田区はちゃんと動いてくれよ」という声を、私は日々耳にします。これは産業都市委員会の中身の問題が充実されていないからだと思うので、これは現状のままの状態の中身を変えるべきだと思います。

委員（渋谷ちしゅう君）

4番目の協議結果について、会議録の公開については、私も積極的にいいと思いますが、例えば会議録の中に、各派交渉会というのは非公開でやるべきものであって、その会議録の中身の中に各派交渉会の内容が会議録に入った場合にどうするのかということは考える必要があるのかなと思います。例えば記録を公開するとなった場合に、その一部が会議録に載る

となると、各派交渉会の交渉内容の一部が公開されるということになりますので、きちっと協議する必要があると思います。

私は委員会の積極的な公開の立場なので、この議会改革の委員会が公開されることはいいことだと思いますが、他の委員会との整合性もあると思うので、会議録の公開を先にして、その後に追いかけるようにして議会改革検討委員会を正規の委員会にするかどうかは考えるべきだと思います。それから、その他について、特にエとオについて、私から提案させていただいた件でありますので、常任委員会については、もうこの間も言いましたように、区長提出議案に対する質疑がほとんど委員会で行われているという状況で、その委員会が公開、インターネットで見られないということであれば、それはご自宅でインターネットで見ても、肝心の区長が提出した大事な条例等々の質疑が見られていないということになりますので、これは早急に常任委員会、特別委員会、特に常任委員会の映像配信は、これはもうすぐにやるべきだと思っております。

産業都市委員会の件も私が提案したことでありますが、ほかの委員会との整合性、観光対策等調査特別委員会の兼ね合いもありますが、付託議案がないという常任委員会の状態は解消すべきだという思いであります。そこは十分にほかの委員会との整合性も含みながら、時間をかけてこれは議論していいと思います。

委員（加納 進君）

今、各会派の皆さんから、（2）その他各項目についての各会派のご意見も出たんですけども、先ほども申し上げたとおり、私も言いたいことが沢山あるんですが、ここで議論していいかがまだ決まっていないですよね。だから、これについては、次回の各派交渉会で仕切ってもらったほうがいいと思います。

先ほど堀委員もおっしゃいましたけれども、検討する項目について曖昧なままだと、特別委員会にしても意味がないかなということで、会派としては以前からこだわっていますけれども、議会基本条例制定のための特別委員会という形にしたほうがいいというのが会派としては合意されたことなんです。

なぜ議会基本条例にこだわるかということ、簡単に説明すると3つあって、1つは議会の啓蒙って随分ここ十数年で、自治法改正されて拡大されてきたのに、議決事件の拡大とか会期の問題とか、条例で決めなくちゃいけないことについてあまり深く議論してこなかった経緯があります。

だから、そういうことも含めて、権能、役割をやはり明確にする必要があるということと、検討過程そのものを最終的に特別委員会等で検討することになると、検討過程そのものが広く区民に大きく議会変わりますよというアピールになることだと思います。

最終的には、素案がまとまった段階でパブリックコメントを求めたり、あるいは議会主催のシンポジウムとか、区民対象のシンポジウムを区内何カ所かで実施すると相当なアピール

になります。

3点目は予算です。議会費の予算の獲得のためには、やはり条例化するということが大きいと思います。議会図書室もそうですし、審議能力の向上、政策立案能力の向上、監視能力の向上とか、これらを充実させるためにはそれなりの経費がかかってくると思いますし、議会事務局も人員の増も含めて充実する必要があります。

ハードの整備はまた別でしょうけれども、そういう予算の獲得のためにも条例化というのは必要かなというのが私どもの会派の考えなので、内容を整理するためにも、議会基本条例制定のための特別委員会が自然ではないかなと会派としては考えています。

委員（高柳東彦君）

先ほど、渋田委員から各派交渉会で話された内容をこの場で話し合っ、それが議事録で出ていいのかという問題で、各派交渉会の公開の問題というのも、以前から何回も議論されてきて、特に数年前に地方自治法が改正されて、各派交渉会とか全員協議会も正式な会議として位置付けることができるようになりましたが、墨田区議会としては当分このままでいまましょうということになっているわけです。

ただ、各派交渉会の傍聴だとか、議事録の公開はしていないけれども、私たちが繰り返し主張してきているのは秘密会ではないということです。だから話し合った内容や決まったことをほかで話すことについてまでだめだよということについては、絶対認められないということで、それは全体の了承になっていると私は理解しています。そういうことで、別にこの場で議論して、それが議事録に載って外部に出たからといって、私は特に問題になることはないと思うんです。

さっき、加納委員も言われたように、本当に議会の公開を進めていくとしたら、やはり一番中心は各派交渉会です。各派交渉会をどのように公開するのかと、やはりそこがきちっとしないと、全体をどうしていくのかということにならないから、そこはやはり改めて各派交渉会の場で議論する必要があるのかなと思います。

委員（加納 進君）

会議録の公開となった場合、あくまで要約筆記ですよ。

区議会事務局長（浜田将彰君）

常任委員会、特別委員会は概要と定められておりますが、事実上全文筆記録ということにはしております。それをどうするかは、またこの委員会の中でお決めいただくことになります。

委員（佐藤 篤君）

各派交渉会との仕分けの問題について、今さまざま議論があったんですが、それ全体を少し整理する必要があると思います。

今、会議の中で、皆さんで全会一致したこの要綱の第2条において、この会議体の目的が

書いてあるんですね。それは、この委員会というのは何をしなきゃいけないというのは、議長からの求めに応じて、議会改革に関する事項を協議すると、すなわちその目的というのは限られていないわけですね。議会というの、もうオールフリーであると、樋口議長から諮問されたものについて、検討して議長に上げるというのが我々の会議体の役割なわけです。

他方で、各派交渉会はどうなっているかということ、申し合わせの第3に「各党派間の連絡調整を図り」と、これは議長による議会の運営に資するものとして、その連絡調整を行うというのが役割として定められているわけです。

この2つを併せ読むと、我々の議論の進め方というのは2通りしかないと思っているんです。

1つは、我々がここで話し合う議題を自ら出し、それぞれについて検討し、結果を議長に上げ、議長から各派交渉会に諮問し、各派交渉会の中でそれをやるのかやらないかを決定するという方法が1つ目です。

2つ目は、各派交渉会で議題を設定してもらおう。樋口議長から議会運営について、今、この点が課題ですということをむしろ上げてもらって、それについて議長が我々の検討委員会に諮問をすると、それについて再び各派交渉会に戻すという2つしかないのだろうと思うんです。ですから、こちらの問題は各派交渉会でやるんだとか、こちらの問題は議会改革検討委員会でやるんだということにはならないだろうと、この設置の要綱と申し合わせを読むとそうなるだろうと思いますし、むしろそうしなければ、我々何も議論ができない。

次回、また戻して、こっちに来て、また向こうにということになると、永遠にそのことだけで、無駄とは言いませんけれども、非常に時間がかかってしまうということがありますので、我々はさまざまな議会改革の課題について検討する権能があると思うんです。

仕分けということではなくて、我々はあらゆることを、そのどっちかを選ぶのかということ、先に議論したほうがいいと思います。

委員（加藤 拓君）

補足しますと、前期におけるこの議会改革検討委員会においても、結局そのテーマというのは各派交渉会から来たテーマではなくて、自発的にこの議会改革検討委員会の中で出てきたテーマをここで検討して、そして議長に上げて、議長から各派交渉会で諮られて、そして決定するというような流れだったので、我々としてはそういった見解であります。

委員（加納 進君）

ほとんどの委員が今、佐藤委員が話した2つの中のうちの2番目で、後者のほうで臨んでいるかと思うんですけれども、今回、私が伺っているのは、この裏面の6月9日の各派交渉会において、前期からの繰越しで決まったことに関して引き続き検討する。

これに加えて、その他、この議会改革検討委員会で議論したいことがあるんだしたら先に

出してくれと、それを前回の各派交渉会で了承するみたいな、最初の手法で進めるみたいな形だったんですね。

基本的には自由な議論があってしかるべきかなと思います。議長としては、恐らく議会改革について幅広く議論してくれという趣旨で諮問されていると思うので、そういう形で次の各派交渉会で、個別に縛るのではなくて、自由に議論してもらおうということで、了承していただければ、また次回以降のこの検討委員会が変わってくるのかなと思います。

ただ、条例の改正が必要になることについては、最終的には各派交渉会とか代表者会を経る必要があるわけですから、先ほど委員会の改革については各派交渉会で検討するみたいな話も出ていましたけれども、そういうことであれば、もう各派交渉会で引き取って検討するというのであれば、それはそれで構わないと思うんですけども、そうでなければこの場で自由に議論してもいいのかなと思います。

可能であれば議長から、次の各派交渉会で報告をしていただくときに、そのような流れに持って行っていただければ、非常にありがたいなと思います。

座長（沖山 仁君）

ほかに何か。

委員（高柳東彦君）

会議の持ち方については、全体にかかわることだし、この間各派交渉会等で検討してきた中身と前回の議論かなり開きがあったから、そこは整理し直す必要があると思います。検討する内容は、私も議会改革に関わる問題については、各派交渉会としても基本的にはこの場で検討しましょうということになっているわけだから、それは自由闊達にやればよいと思います。

例えば委員会のあり方については、常任委員会とか、特別委員会のあり方についても、あるいは通年議会がいいのかどうかということも含めて、予算特別委員会を常任委員会にするという考え方もあるわけです。

そういう委員会のあり方については、この場で大いに議論すればいいし、ただ、当面の問題として、産業都市委員会で2回続けて付託議案がなかったという問題については、僕は各派交渉会で議論したほうが効率的だし、結論も出やすいと思いますから、その辺はうまく議長と座長に仕切っていただければよいと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、先ほど局長がお話ししたとおり、この会議の公開についてはどうかという問題についての1点と、それから特別委員会の設置についての問題、いろいろ皆さんのご意見がありました。

正直言って、ここで今日はまとめるとかどうのこうのということは、全く不可能でございますので、今日提出された問題については、皆さんと考え方は共通していると思いますが、

特にこの2点については、まだまだ協議する必要があると思いますので、検討結果のまとめについては、議長に申し送って、それで各会派でいま一度考えていきたいと思いますが、いかがですか。

委員（渋田ちしゅう君）

それはすばらしいことだと思います。これは大事な会議だと思いますので、今日の会議録は、出席委員と各会派にいただけるのでしょうか。

委員（沖山 仁君）

はい、分かりました。

委員（加藤 拓君）

今日はある程度、皆様のご意見は同意できていると思うんです。一応、会議録の公開から始めるということですので、座長には、今日ここで決定をとっていただければと思いますが。

座長（沖山 仁君）

分かりました。会議録の公開については皆さんの合意ができておりますので、この点についてはまとめたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

委員（加藤 拓君）

それは要綱に盛り込むということでもいいんですか。

座長（沖山 仁君）

皆さんで合意ができれば、会議録の公開については要綱に盛り込んでいきたいと思いますが。

委員（佐藤 篤君）

この会議体のあり方は要綱で決めるということになっていきますので、各派交渉会に報告することが必要なんでしょうけれども、決定自体はこの会議体にあるという考え方になると思います。今座長が仕切っていただいて、会議録を公開することが全会一致になれば、そこから公開になっていくんだという考え方です。

座長（沖山 仁君）

会議録の公開について、皆様のご理解が得られれば、要綱に条文を入れさせてもらいますが、いかがでしょうか。

委員（加納 進君）

各会派の皆さんの意見なので覆ることはないと思いますけれども、各派交渉会で聞いてないよということがないようにしてもらいたいと思います。

委員（高柳東彦君）

この前の各派交渉会の中でも、この検討委員会のあり方について、それぞれ各会派に持ち帰って、それでよく議論してもらって、今日この場ですり合わせしましょうということだから、その上で決まったことだから、それについては議長と座長で責任持って各派交渉会に報

告してもらおうということでもいいじゃないですか。

委員（加藤 拓君）

要望ですけれども、今回の会議録の公開ということで、検討委員会で合意が得られましたということと、あとこういった要綱案で設置しますということを議長に報告していただいて、各派交渉会で報告していただくということにさせていただければと思いますが。

座長（沖山 仁君）

会議録の公開については、皆さんの合意が得れば、事務局ですぐ作業してもらって、ここに追記させてもらおうと、その辺は本日できます。そのほかについては、加藤委員がお話ししたとおり、私どもから議長に通達してもらって、それで各派交渉会でいろいろと意見が出ましたということでお諮りをしていただきたいと思いますと考えております。

それでは、今少し作業しますので、よろしく願いいたします。

座長（沖山 仁君）

本日の協議事項は以上でございます。

次に、次回の協議事項についてですが、本日の検討内容につきまして2月10日の各派交渉会に報告させていただき、改めて検討事項の協議をすることとなりますが、この際、何かご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

よろしいですか。それでは、そのように取り扱うことといたします。

次に、次回の開会日時についてであります。いかがいたしましょうか。

先ほど、私ども正副座長で次回の開会について考えたわけでございますが、2月15日午後1時といたしたいが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、そのようにお願いいたします。

次回の各派交渉会で、今日お渡しいたしました検討事項についての報告書の裏面に、前期からの申し送り事項、こういったものが全て報告をするような形になろうかと思っておりますので、あらかじめ皆さんに勉強をしておいていただきたいと思います。

今、皆さんのご意見をいただいた中で、会議録の公開について追記した要綱案ができましたので、お配りさせていただきたいと思っております。

〔資料配布〕

座長（沖山 仁君）

それでは、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

先ほどの会議録を公開するというので、皆様のご意見が固まりましたので、改めて先ほどご説明いたしました要綱案の第11条、会議の記録の箇所でございますが、その第2項といたしまして、「前項の記録は、区議会ホームページ等に掲載し、情報提供する」という一文を加えさせていただいたものでございます。

座長（沖山 仁君）

こういった記載をするということで、お諮りさせていただきますがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、この件に関しましてほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

以上で、第2回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午前11時00分閉会